

遺言書

- 1 遺言者Aは、遺言者の有する次の不動産を、次男C及び三男Dに各2分の1の割合で、相続させる。

(1) 土地

所在 市 町
地番 番
地目 宅地
地積 . m²

(2) 土地

所在 市 町
地番 番
地目 宅地
地積 . m²

(3) 建物

所在 市 町 番地
家屋番号 番
種類 居宅
構造 木造瓦スレート葺 階建
床面積 階 . m²
階 . m²

- 2 遺言者は、遺言者の有する次の不動産を、長男Bに相続させる。

(1) 土地

所在 市 町
地番 番
地目 宅地
地積 . m²

- 3 遺言者は、この遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

本籍 県 市 町 番地
住所 愛知県尾張旭市印場元町北山4525番地
職業 司法書士
氏名 三浦久敏(昭和31年8月1日生)

4 長男Bの相続分を 市 町 番地 の土地のみとした理由は、私の生前に事業の費用として 万円を贈与したこともあり、すでに十分に資産を渡しています。

次男C、三男Dについては、私が病で入院をしていたとき又退院した後も私の面倒をずっと観てくれてしました。

これは私がよく考えての結果ですから、兄弟3人は、お母さんの遺志を理解して仲よく暮らしてください。

平成 年 月 日

本 籍 県 市 町 番地
住 所 県 市 町 番地
遺言者 A

